(その2)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【候補者 → 契約業者等】

**選挙運動用自動車使用証明書**

**(燃　　料)**

　　令和 ３年　　月　　日

令和 ３年 ４月１１日　執行　佐伯市長選挙

候補者　　　　 　　　　　印

　次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備 考 |
| R 3 / /  | 　 | ℓ | 円 | 　 |
| R 3 / /  | 　 | ℓ | 円 | 　 |
| R 3 / /  | 　 | ℓ | 円 | 　 |
| R 3 / /  | 　 | ℓ | 円 | 　 |
| R 3 / /  | 　 | ℓ | 円 | 　 |
| R 3 / /  | 　 | ℓ | 円 | 　 |
| R 3 / /  | 　 | ℓ | 円 | 　 |

　備　考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

　　2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　　3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　　4　燃料供給業者が佐伯市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

　　5　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、佐伯市に支払を請求することはできません。

　　6　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

　　7　「燃料供給金額」欄には、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額を記載してください。

　　8　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

(その2)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【候補者 → 契約業者等】

**選挙運動用自動車使用証明書**

**(燃　　料)**

レンタル方式（燃料供給）のときに、使用すること。

　　　令和 ３年**○○**月**○○**日

選挙の投票日以後であること。

令和 ３年 ４月１１日　執行　佐伯市長選挙

　　　　候補者　　　　**○○　○○**　　印

　次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名契約届出書に記載した、選挙運動用自動車のナンバーを記載すること。 | **大分県佐伯市○○○○****△△△石油　（法人名または氏名）****代表者○○　○○　（法人の場合）** |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備 考 |
| R 3 / **4** / **4** | 　**大分560 あ１２３４** | **５０．０**ℓ | **７，７００**円 | 　 |
| R 3 / **4** / **5** | **〃** | **５０．０**ℓ | **７，７００**円 | 　 |
| R 3 / **4** / **6** | **〃** | **５０．０**ℓ | **７，７００**円 | 　 |
| R 3 / **4** / **7** | **〃** | **５０．０**ℓ | **７，７００**円 | 　 |
| R 3 / **4** / **8** | **〃** | **５０．０**ℓ | **７，７００**円 | 　 |
| R 3 / **4** / **9** | **〃** | **５０．０**ℓ | **７，７００**円 | 　 |
| R 3 / **4** /**10** | **〃** | **５０．０**ℓ | **７，７００**円 | 　 |

　備　考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

実際の使用量等を日ごとに記入すること。（業者の請求書及び請求内訳書と内容が一致すること）

　　2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　　3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　　4　燃料供給業者が佐伯市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

　　5　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、佐伯市に支払を請求することはできません。

必ず、給油伝票の写しを添付すること。

　　6　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

　　7　「燃料供給金額」欄には、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額を記載してください。

　　8　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。